

静岡県バイオマス活用推進計画(令和6～12年度(2024～2030))の概要

計画の目的

循環型社会の構築に向け、バイオマス利活用の向上を目指すため、現状・課題を整理し、関係者が取り組むべき事を示す。

目標年度

令和12(2030)年度

計画の位置付け

- バイオマス活用推進基本法に基づきH23に県計画を策定、国計画改定に合わせ今回改定
- 「静岡県総合計画」を環境面から補完する「第4次静岡県環境基本計画」の「循環型社会の構築」に係る個別計画

目標年度のあるべき姿

- 各種バイオマスが、原材料やエネルギー等、多段階で利活用されている。
- 家畜排せつ物等に由来する堆肥が、耕畜連携等により利活用されている。
- 生ごみや下水汚泥等、都市部に由来するバイオマス利活用が進んでいる。
- 森林由来のバイオマス利活用により、森林の適切な管理が進んでいる。
- 事業者や県民が自主的・積極的にバイオマス利活用に取り組んでいる。

バイオマス利活用の目標

- 令和12年度のバイオマス利活用率90%を目標とする(現状85%)
- 肥料等原料の輸入価格高騰等を背景に、国計画に準じて新たに「下水道バイオマスリサイクル率※1」を設定
- ※1 下水汚泥の発生量のうち、肥料・エネルギーに利用した割合

区分	R5実績			目標R12	国目標R12
	炭素量換算(トン)※2		利活用率(%)	利活用率(%)	利活用率(%)
	発生量	利活用量			
家畜排せつ物	58,320	54,564	※3 94	※3 94	約90
食品廃棄物	9,725	7,607	78	80	約63
生ごみ	12,176	8,452	69	80	
廃食用油(事業系)	15,971	14,857	※4 93	※4 93	
廃食用油(生活系)	4,160	3,044	73	80	
製材工場等残材	19,418	19,030	※4 98	※4 98	約98
建設発生木材	43,823	37,348	85	97	約96
黒液	110,450	110,450	100	100	約100
下水汚泥	14,709	14,703	100	95以上	約85
下水道バイオマス ※1 リサイクル率(新規)	14,709	5,683	39	50	約50
し尿処理施設から 発生する汚泥	2,083	341	16	20	-
林地残材(間伐材)	77,944	45,524	58	67	約33以上
計	368,779	315,920	85	90	約80

※2 バイオマスの種類ごとの含水率と炭素割合を用いて、炭素量に換算した値
 ※3 浄化槽での処理分を除き最大利用 ※4 回収困難とされる分を除き最大利用

現状・課題及び主な取組

区分	現状・課題	目標達成に向けた主な取組
家畜排せつ物	・ほとんどが堆肥として利用 ・化学肥料低減に向けた農業利用の拡大が重要	・耕畜連携推進、ニーズに即した良質な堆肥の生産、散布しやすい形状への改良 ・堆肥のペレット化施設の導入
食品廃棄物・生ごみ	・食品廃棄物は熱利用や発電、堆肥化等、生ごみは熱利用 ・まずは廃棄量の削減が重要	・食品ロス削減等の県民の意識啓発、事業者の取組推進 ・食品残さ等の発酵副産物の液肥利用と乾燥汚泥のペレット化
廃食用油	・事業系はほぼ全量利用、生活系は現状は主に熱利用 ・生活系の収集コストが課題	・生活系は、効率的・低コストな収集システムの情報提供等により市町の取組を支援
製材工場等残材	・紙原料等でほぼ全量利用	・紙原料や燃料用としての利用継続
建設発生木材	・木質ボードやエネルギー利用 ・リサイクル製品の利用拡大が重要	・木材の分別解体や再資源化の徹底 ・リサイクル製品の公共工事での利用拡大
黒液	・燃料として全量利用	・燃料としての利用継続
下水汚泥	・セメント原料等で全量利用 ・肥料やエネルギー利用拡大が重要	・下水汚泥を原料とする配合肥料の開発と現場実証、県内全域への普及
し尿処理施設から発生する汚泥	・多くは焼却後に埋立て処理 ・肥料やエネルギー利用拡大が重要	・肥料原料やエネルギーへの利用技術や先進事例の情報提供等により市町を支援
林地残材(間伐材)	・主に製材・加工材として利用 ・チップ用材の収集・運搬コストの低減が必要	・低コスト生産システムの定着と、供給と流通の最適化による、チップ用材の安定供給体制の確立
農作物非食用部	・ほとんどが農地等にすき込み ・稲わら等を代替品とした国産飼料の利用が重要	・稲わらの飼料利用拡大に向けて耕種農家と畜産農家をつなぐ仕組みの構築

○(横断的な取組)再生可能エネルギーとしての利用拡大・・・発電・熱利用設備の導入支援

役割分担

県	市町	事業者	県民
<ul style="list-style-type: none"> ○民間団体・事業者・市町と連携し、地域の特性に応じた効果的な利用を推進 ○県民や事業者等に対してバイオマス利活用についての情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみや下水道・し尿処理施設の汚泥等、市町が主体となるバイオマスの利活用を推進 ○バイオマス関連計画の活用、地域住民に向けたバイオマス利活用の啓発支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオマス利活用の経済性向上、分別等の励行 ○県民に向けたバイオマス利活用の啓発支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオマス利活用について理解を深め、廃棄物の発生抑制、分別の徹底 ○バイオマス製品(肥料,再生紙,木質ペレット等)の積極的な利用